

国立大学法人京都大学有期雇用教職員就業規則の一部改正について

(前略)

第7章 育児・介護休業等

(育児・介護休業等)

第58条 有期雇用教職員の育児休業、育児部分休業、介護休業、育児部分休業及び介護部分休業、時間外勤務の制限及び深夜勤務の制限に関する取扱いについて関し必要な事項は、国立大学法人京都大学教職員の育児・介護休業等に関する規程(平成16年達示第84号。以下「育児・介護規程」という。)を準用する(第12条第2項から第14条の10まで、第20条の2から第20条の6まで、第39条及び第43条の2から第43条の5までを除く。)。この場合において、「教職員」とあるのは「有期雇用教職員」と読み替えるほか、別表第8の左欄に掲げる育児・介護規程の条の規定は、同表右欄のとおりとする。

(中略)

附 則 (平成20年達示第76号) 抄

- 1 この規程は、平成20年2月4日から施行する。
- 3 この規程の施行の際現に第4条の規定による改正前の育児・介護規程第15条第2項(国立大学法人京都大学有期雇用教職員就業規則第58条において準用する場合を含む。)の規程による育児早退休業をしている教職員については、第4条の規定による改正後の育児・介護規程第15条の規定による育児部分休業をしている教職員とみなす。

別表第8

| 育児・介護 規程の規定 | 適用する規定 |
|----------------|---|
| (前略) | |
| 第16条 | <p>第16条 次の各号の一(労使協定がある場合に限る。)に該当する有期雇用教職員は育児部分休業及び育児早退休業をすることができない。</p> <p>(1) 育児部分休業及び育児早退休業により養育しようとする子について、配偶者が育児・介護休業法その他の法律により育児休業をしている有期雇用教職員</p> <p>(2) 前号に掲げる有期雇用教職員のほか、育児部分休業及び育児早退休業をしようとする時間において、育児部分休業及び育児早退休業により養育しようとする子を有期雇用教職員以外の当該子の親が養育することができる場合における当該有期雇用教職員</p> <p>(3) 大学に引き続き雇用された期間が1年に満たない有期雇用教職員</p> |
| 第17条 | <p>第17条 育児部分休業は、国立大学法人京都大学有期雇用教職員就業規則(以下「有期雇用教職員就業規則」という。)第44条に規定する正規の勤務時間の始め又は終りにおいて、1日を通じて2時間(有期雇用教職員就業規則第54条第2項第3号に規定する保育時間を承認されている有期雇用教職員については、2時間から当該保育時間を減じた時間)を超えない範囲内で、有期雇用教職員の託児の態様、通勤の状況等から必要とされる時間について、30分15分を単位として行うものとする。</p> <p>2 育児早退休業は、有期雇用教職員の託児の態様、通勤の状況等から必要とされる時間について、17時から15分を単位として行うものとする。</p> |
| 第19条 | <p>第19条 育児部分休業及び育児早退休業により勤務しない場合には、その勤務しない1時間につき、有期雇用教職員就業規則第34条に規定する額を日給から減じて支給する。</p> |
| (後略) | |